



副会長  
井上 一

## 弁理士法改正に関する動向

### 今月のことば

#### 1. 弁理士法改正のきっかけ

(1) 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律案（ADR 基本法案）

ADR 基本法案は、本年 11 月が設置期限である司法制度改革推進本部において、数十回に亘る ADR 検討会にて審議され、今国会にて成立する運びである。併せて、ADR を促進させるために、弁理士を含む隣接土業の ADR 代理権についても検討された。日本弁理士会は、本年 6 月より仲裁代理権（弁理士法第 4 条第 2 項第 2 号）の改正要望とその立法事実について検討を重ね、特許庁と協議した。弁理士政治連盟と活動した結果、弁理士制度推進議連及び自民党司法制度調査会にて方向付けがなされ、早ければ来年の通常国会にて弁理士法第 4 条第 2 項第 2 号が改正される運びである。

#### (2) 知財推進計画 2004

知財推進計画 2004 に、「弁理士の量的・質的拡大を図るため、2004 年度から、弁理士試験の在り方や弁理士試験合格者の実務能力を担保する方策等について、知的財産専門職大学院等の活用も含めて速やかに検討を行なう。」とあり、弁理士試験・研修制度の改革について本年 9 月より特許庁と日本弁理士会との間で協議が開始されている。この推進計画にはさらに、「2004 年度から、弁理士等知的財産専門人材に関する現状の把握と将来のニーズの分析を踏まえ、人材育成や活用の在り方について検討を行なう。」とあり、併せて弁理士の業務範囲についても見直しを開始している。

#### (3) 新弁理士法施行 5 年後の見直し

平成 12 年 4 月 26 日に新弁理士法が公布され、平成 13 年 1 月 6 日から施行された。この新弁理士法の制定時には、施行 5 年後に見直すことが附帯決議

された。よって、施行 5 年後見直しの最も早い改正時期は平成 18 年であり、特許庁でも検討準備に着手し、日本弁理士会も 11 月より見直し項目について本格的な検討に着手した。

#### (4) 弁理士法改正のための内部組織

弁理士法改正項目については、正副会長会が一定の方向性を出した上で、ADR 基本法に伴う仲裁代理権の改正は弁理士制度改革ワーキンググループの ADR 検討部会が、推進計画 2004 に伴う弁理士法改正は弁理士制度改革推進統括本部及び弁理士制度改革ワーキンググループ（研修カリキュラム部会）が、新弁理士法施行 5 年後の見直しに伴う弁理士法改正は弁理士法改正特別委員会が、それぞれ審議母体となって検討している。

#### 2. ADR 基本法の制定に伴う仲裁代理権の見直し内容

現行弁理士法（以下、法と略記する）第 4 条第 2 項第 2 号には、「特許，実用新案，意匠，商標，回路配置又は特定不正競争に関する仲裁事件の手続（…一部略…団体として経済産業大臣が指定するものが行なう仲裁の手続（当該手続に伴う和解の手続を含む。）に限る。）についての代理」と規定されている。この現行法に対して、日本弁理士会は以下の 4 項目について要望書を関係各所に提出した。

(1) 著作権に関する仲裁・調停代理を認めて欲しい。

(2) 調停代理権を法文上明確化して欲しい。

(3) 不正競争行為全般に関する仲裁・調停代理権を認めて欲しい。

(4) 経済産業大臣の指定機関以外の機関または相対交渉での仲裁・調停代理権を認めて欲しい。

要望 (1) (2) についてはそのまま認め、要望 (3)

について新弁理士法施行5年後の改正時に再審議することで見送り、要望(4)については対象ADR機関を拡充することで、一応の方向付けがなされ、現在は内閣法制局での改正検討作業に入っている。

### 3. 弁理士試験・研修制度の見直し要望内容

日本弁理士会が、弁理士試験・研修制度に関して特許庁に要望している改正骨子は、次の通りである。

(1) 実務研修などの研修を弁理士登録の要件とすること。

(2) 技術及び民法系(民法・民訴)の各素養を、教育・試験・研修のいずれかを通じて弁理士登録前に身に付けること。

(3) 選択科目免除枠を拡大すること。

(4) 知財専門職大学院と弁理士試験とをリンクすること。

(5) 試験における条約科目の比重を高めること。

要望(1)は、新弁理士法施行後の弁理士試験大量合格者に対する任意の研修やOJT(On the Job Training)だけでは、ボトムアップに限界があることが背景にある。要望(2)は、産業財産権法に加えて技術・民法系が、弁理士に望まれる専門性を発揮し、紛争解決を含む知的財産創造サイクルへ弁理士が一貫関与し、隣接工業の中で弁理士ブランドを維持するのに必須な素養であるとの基本的考えに基づくものである。要望(3)(4)は要望(2)を教育的プロセスから実行し易くするための要望である。要望(5)は、アンケート解析に基づく試験合格者の条約科目軽視の傾向から、専権業務である対庁手続を実施する上でも、条約についての基本的知識とその応用力の低下が問題視されているという背景がある。

試験・研修制度の改革については、知財協等の産業界の意見を聞きながら、現在行われている特許庁との協議を踏まえて、次年度は工業所有権審議会の試験制度部会での審議に移行する予定であるが、その方向性は今後の協議に委ねられている。

### 4. 仲裁代理権以外の業務範囲の見直し要望内容

仲裁代理権以外の業務範囲の見直しについても、特許庁に次の通り要望している。ただし、これらについての立法事実、ユーザアンケート等の調査はこれからであり、新弁理士法施行5年後の見直し

の機会に併せて作業が進められる予定である。

(1) 補佐人業務(法第5条)、特定侵害訴訟代理業務(法第6条の2)に、著作権を含め、かつ、特定不正競争を不正競争行為全般に拡大すること。

(2) 特定侵害訴訟代理業務(法第6条の2)に、職務発明に伴う権利帰属・対価請求等の紛争を含めること。

(3) 関税率法申立代理(法第4条第2項第1号)に、輸入者側申立代理と、供託代理を含めること。

(4) 推進計画2004に従い、特定侵害訴訟代理について、制度の運用状況と付記弁理士の活動状況等の実情を踏まえて、弁理士の単独受任について検討すること。

(5) 外国人登録原票記載事項証明書の請求権を認めること。

### 5. その他の弁理士法の見直し希望項目

以下に掲げる項目は、新弁理士法施行5年後の見直しにあたって、上記以外の見直し希望項目を拾い上げたものであり、いまだ日本弁理士会として何らオーソライズされていない。しかし、今後の会員間での議論の深まりに期待して、会員へ情報提供することとした。

#### I. 平成12、14年法の改正で見送られた事項

(1) 著作権、回路配置利用権、育成者権の登録代理(法第4条関連)

(2) 行政処分取消訴訟への関与(法第1章関連)

(3) 外国出願関連業務(専権外業務)の明確化(法第1章関連)

(4) 依頼者一弁理士間情報文書の開示免除(法第30条関連)

#### II. 新たに改正を希望する事項

(1) 弁理士法第1条(目的)の知的財産権の明示(法第1条関連)

(2) 紛争性のある契約の代理(法第4条第3項関連)

(3) 日本弁理士会照会制度の導入(法第5条、第6条、第6条の2関連)

(4) 特定侵害訴訟代理範囲に確認訴訟を含める等の更なる見直し(法第6条の2関連)

(5) 業務を行い得ない事件(利益相反事件)の見直し(法第31条関連)

(6) 特許業務法人制度での一人法人、LLP、業務範囲の改善(法第6章関連)

(7) 弁理士の研修受講義務化(法第57条関連)

以上